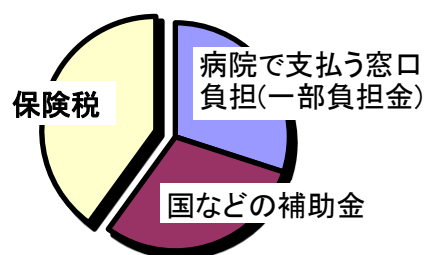


国民健康保険税(医療分)の算定方法

その年度に予測される医療費の総額から、国の補助金と被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた額が国民健康保険税(医療分)になります。

国民健康保険税は医療分、介護分、支援分をそれぞれ所得割、資産割、均等割、平等割で算定します。

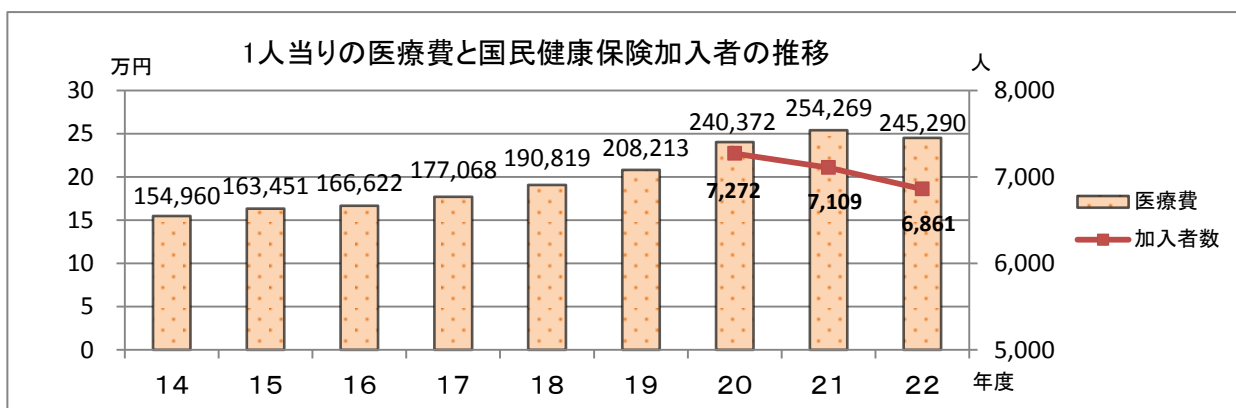
区分	所得割	世帯の被保険者の前年中の所得に応じて計算
	資産割	世帯の被保険者の資産(固定資産税)に応じて計算
	均等割	被保険者1人当たりいくらと計算
	平等割	1世帯にいくらと計算



平成23年度の国保医療費は、国・県・町等で**73.3%**負担し、残りの**26.7%**を保険者の皆様に保険税として負担していただくことになっています。

医療費が伸びています

下記のグラフは1人当りの医療費の伸びと、国民健康保険の加入者の減少を示しています。ここ数年、医療費が急激に伸びてきており、国民健康保険の需用費が増大しています。また、加入者については、高齢化社会を背景に、減少傾向にあり、加入者1人にかかる保険税の負担が増大しているのが現状です。



(※)22年度は途中経過(11ヶ月分相当額)

また、各年度の加入者1人当りの国民健康保険税は、下表のようになっています。

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
加入者1人当り平均(円)	医療分	64,471	69,957	50,688	65,393	63,756	67,861
	介護分	20,160	23,762	25,293	24,192	23,383	25,872
	支援分	—	—	21,732	29,328	29,297	30,352
	計	84,631	93,719	97,713	118,913	116,436	124,085

医療費が増えると、国民健康保険税の税率を引き上げなければなりません。

検診や予防を徹底するとともに、早期治療を心がけ、町民全体で医療費を抑えていくことが求められています。

日ごろから体調管理には十分注意し、健康的な生活をしましょう。ご協力をお願いします。

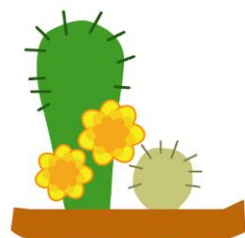


納税相談を受け付けています

納期内に納税が困難である方は、**税務課 納税管理係**へご連絡ください。ご相談をお受けいたします。

(※ 毎月2回、夜8時まで『夜間納税相談』を行っております。詳しい日程は、町民カレンダーにてご確認ください。)

また、納税には、便利な「口座振替」や「コンビニエンスストア」での納税をご利用ください。



*お問い合わせ窓口はこちらです

—川南町役場—

国民健康保険税の税額について	： 税務課 賦課係	27-8003
国民健康保険税の納税について	： 税務課 納税管理係	27-8004
保険証の資格について	： 町民課 国民年金係	27-8006